第十六条	警察本部長（警視総監または道府県警察本部長をいう。以下同じ。）	関東管区警察局長
第十七条の見出し及び第二十条第二項各号列記以外の部分	捜査担当部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査隊長
第十七条	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査隊長
第十九条第二項、第二十四条、第四十五条第二項、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条、第六十九条第一項、第七十六条、第百十九条第二項（第百六十三条において準用する場合を含む。）及び第百二十条第二項	警察本部長または警察署長	関東管区警察局長
第十九条第二項	警察本部長の	関東管区警察局長の
第二十条第一項及び第三項、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第百一条の二第一項並びに第百二条第一項、第百十二条第一項及び第百十二条の二第一項（これらの規定を第百五十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百二十六条第三項、第百三十条第一項及び第三項、第百三十六条の二第一項、第百三十七条第二項（第百八十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条の二第一項及び第五項、第百六十八条第三項、第百八十七条、第百九十三条並びに第二百五十二条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長